

いわてクリーンセンター  
(FAX 0197-35-7776) へ

廃石綿を梱包したビニール袋が破損しないように  
原則、手作業による荷おろしをお願いいたします。

## (特別管理産業廃棄物) 廃石綿等 搬入予約票

廃棄物を排出する事業者名称(担当: \_\_\_\_\_ ※廃棄物担当者氏名をご記入願います。)

電話番号 \_\_\_\_\_

廃棄物を排出する現場名称:

廃棄物を運搬する事業者名称(担当: \_\_\_\_\_ )

電話番号 \_\_\_\_\_

搬入月日	曜日	時間	廃棄物種類	台数	正味重量	搬入車両の車種
例) 4/1	金	11:00	(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等	1	約 0.3 t (約 1.0 m <sup>3</sup> )	4t深積ダンプ
/			(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等		約 t (約 m <sup>3</sup> )	

下記①②についてご記入願います。

① 廃石綿が飛散しないようにどのような措置を講じましたか？(□にレ点を付けてください。)

- 固形化
- 薬剤による安定化
- その他これらに準じる措置

例)  固形化  
 薬剤による安定化  
 その他これらに準じる措置

② 上記措置を講じた後、※1耐水性材料で二重梱包しましたか？(□にレ点を付けてください。)

- 二重梱包している
- 二重梱包していない

※1 耐水性材料とは、  
厚み0.15mm以上のビニール袋

◎固形化とは、

固化設備を用いて石綿が飛散しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量の水硬性セメント及び水を均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを養生して固化する方法

◎薬剤による安定化とは、

必要かつ十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、石綿が飛散しないように化学的に安定した状態にする方法

◎その他これらに準じる措置とは、

大気汚染防止法第18条の14に規定する特定粉じん排出等作業に係る規制基準に定められている「薬液等により湿潤化する」措置

[いわてクリーンセンターの受入基準]

あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包していること。

予約受付・返信(回答)

/

○ 搬入希望日の2営業日前までにFAX等で連絡願います。

○ 搬入日時、廃棄物種類、台数、廃棄物を出される会社名をご記入の上、FAX等で送付願います。

○ いわてクリーンセンターの廃棄物受入時間は、午前9時～12時、午後1時～4時です。

(土日祝祭日、年末年始休み)

(2018.11)